

24川総行革第246号
平成25年1月21日

川崎市監査委員 松川 欣起 様
同 奥宮 京子 様
同 東 正則 様
同 石川 建二 様

川崎市長 阿部 孝夫

平成23年度包括外部監査結果に基づく措置及び結果に添えて提出された意見に対する対応状況について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、平成24年1月24日付けで包括外部監査人川口明浩氏から包括外部監査契約に基づく監査結果に関する報告書の提出がありましたが、同法第252条の38第6項の規定により、当該監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので、通知します。

また、監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況につきましても、同法第252条の38第6項の規定の趣旨に準じて、別添のとおり報告いたします。

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

【監査テーマ：川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に係る事業の管理】

I 水道事業に係る監査結果に対する措置状況

I-1. 収益・費用項目及び外部報告様式について

1. 水道料金及び下水道使用料の徴収及び未収金の管理について

① 給水停止措置の実施について（指摘）

〔指摘の要旨〕

本来、給水停止措置を適切に実施していれば、料金調定から約3か月を超える滞納については発生しない。しかし、1年分以上水道料金を滞納しておきながら未だ給水停止措置に至っていないケースが平成23年4月13日時点で26件存在している。これら26件の未収金額の合計（平成19年度以降）は水道料金が2,674万94円、下水道使用料が3,143万7,136円である。また、26件のうち7件が特殊浴場であり、当該7件の金額は、水道料金については2,424万7,417円、下水道使用料については2,953万2,322円で、上記未収金額の9割以上であった。

これらの26件について、給水停止措置を実施していないことは、徴収担当部門の努力は理解できるが、結果として負担の公平性を害しているものと考え、現在の滞納金額について一定期間の猶予をもって分割納入しない場合、未収金の一括納入を求め、一括納入に応じない場合は、給水停止措置を実施するなど、負担の公平性の面で適切な対応を図られたい。

〔措置の内容〕

平成23年4月13日時点で1年以上滞納していながら給水停止に至っていなかった26件については、再度、支払計画を記載した誓約書の提出を求めるなど回収に努めたことにより21件に減少しました。また、誓約書の履行期限が守られなかった一部の使用者に対して、平成24年7月に給水停止を実施しました。

今後も、負担の公平性を担保する上でも、重点的に長期滞納債権の回収に努めるとともに、誓約書の履行期限が過ぎた使用者に対しては給水停止措置を実施するなど長期滞納債権の解消に取り組んでいきます。

③ 長期滞納債権の回収方法について

A. 回収実施主体について（指摘）

〔指摘の要旨〕

業務委託仕様書では、受託業者が行う集金業務は一次未収分業務、二次未収分業務としか記載されておらず、二次未収の支払期限を過ぎた長期滞納債権の徴収事務については、受託業者への委託内容として明記されていない。しかし、長期滞納債権の回収業務についても集金業務の受託業者が行っている。

二次未収の支払期限を過ぎた長期滞納債権の回収業務を第三者である受託業者に事実上委託していることは弁護士法第72条違反の疑いがある。同条の「法律事務」に関し、最高裁昭和37年10月4日判決は、焦付債権として回収困難である場合など、取立の

委任を受けた請求行為等は、法律事務を取り扱ったものというべきである旨判示した下級審判決を支持した。したがって、他都市調査を含めた関係機関への照会等を踏まえて業務委託の仕様内容の見直し等を速やかに検討されたい。

〔措置の内容〕

支払期限を過ぎた債権のうち、調定後1年を経過してもなお未収となっている長期滞納債権については、局職員が回収を行い、使用者から納付誓約書が提出され、局が分割納入を承認した債権について回収を委託しているものですが、弁護士法第72条に抵触しないように、引き続き、回収困難なものについては局職員が受託業者に対し適切に指導しながら債権回収に努めていきます。

また、滞納債権の対応について、平成24年10月に他都市調査を行った結果、18都市中11都市が業務委託を行っている状況でありますので、このことを踏まえ、平成27年1月から5年間の次期委託業務の仕様書の改善に向けて、誤解のない表現に変更するよう検討します。

④ 不納欠損の状況について（指 摘）

〔指摘の要旨〕

局は、水道料金債権について、徴収停止手続後、2年を経過した時点で、不納欠損処理を行い、その後、不納欠損とした水道料金債権は、水道料金業務等オンラインシステム（以下「システム」という。）で料金調定時から起算して5年間管理した後、システムから除外し、紙の台帳にて管理している。しかし、水道料金は私債権であり、時効期間が経過し、使用者の時効の援用（民法第145条）があつて初めて債権が消滅することになる。そのため、時効の援用があるまでは、不納欠損後であっても、水道料金債権は有効に存在し続けている。不納欠損処分を行うこと自体、会計と法律の不一致をもたらすものであり、適切ではない。

局は地方自治法上、徴収停止措置を除き、時効期間が経過するまでには法的措置を採らなければならない。そして、手続を尽くした上で、なお水道料金債権が残るような場合は、もはや回収の見込みがないのであるから、議会による債権放棄（地方自治法第96条第10号）あるいは債権管理条例の制定による債権放棄により、水道事業会計の資産（未収金）から除くべきである。

現在のような不納欠損処理を利用した管理については、関係局と協議することを前提に、債権管理の解決すべき課題であると認識し、改善されたい。

〔措置の内容〕

水道料金等の債権管理については、平成24年8月に関係局会議を開催し、財政局滞納債権対策室、病院局及び交通局の経理課と協議・調整を行いました。

今後においても、関係局における協議・調整を引き続き行い、債権管理条例の制定等を踏まえながら、債権放棄の事務手続について関係規定の整備を行っていきます。

2. 水道料金及び下水道使用料の収納に伴う過誤納の処理について

① 下水道使用料に係る還付等処理規定について（指 摘）

〔指摘の要旨〕

上下水道使用料の過誤納が発生した場合、まず還付の処理を行うことが規定されている条例等は、川崎市水道条例施行規程である（第47条）。この規定の及ぶ範囲は、水道料金の過誤納に係る処理である。一方、川崎市下水道条例及び同施行規程には、過誤納に係る還付に関する規定は存在しない。したがって、上下水道使用料に係る処理の根拠規定は、これら2つの料金に係る債権の法的な性格が相違することもあり、また、事業会計が異なることから、各別に会計処理について規定を明確にされたい。

〔措置の内容〕

下水道使用料の過誤納について、下水道使用料は公債権であり、地方自治法第231条の3第4項で地方税の例によるとされているため、地方税法第17条に基づき還付等の処理を行っておりますが、平成25年3月までに下水道使用料の過誤納の会計処理に関する規定の整備を行います。

6. 生田の天然水恵水の製造委託及び販売・在庫管理について

② 期限切れ在庫の廃棄処理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

①で述べたとおり、受払結果とたな卸し結果の差異が把握分析されていないため、差異原因についての調査を依頼した結果、期限切れ在庫3,216本余、30万円弱相当額（3,200本×90円＝288,000円）が文書的な証拠がないままに廃棄処理されていた。ペットボトルの口を開けて廃棄を行ったということであった。しかし、期限切れの発覚から廃棄完了に至るまで、すべて口頭により指示報告がなされたということであり、文書での証拠は一切残っていない。

在庫管理上、以下の改善を要望する。

第一に、恵水に限らず、一定の財産的価値を認めて内部的に受払管理を行っている棚卸資産については、廃棄の際の手続を詳細に定めることが必要である。廃棄は責任ある職位によって承認された廃棄申請書がある場合にのみ実施すべきである。第二に、在庫の増減結果について定期的に分析を行い、ひいては在庫活用の視点から、より柔軟に対応することを検討されたい。

したがって、在庫の廃棄処理についても資産価値の重要性を認識し、対外的にも説明ができる理由等により、廃棄の承認を行うなど、客観性のある適正な在庫管理に努められたい。

〔措置の内容〕

平成24年7月に「生田の天然水恵水の取扱いに関する要綱」に廃棄に関する項目を追加し、廃棄の際に恵水廃棄伺いを作成することにしました。また、在庫の増減結果については、定期的に分析を行い、在庫が滞留している場合は、臨時的に払い出す等、柔軟な対応を図り在庫管理の一層の適正化に努めていきます。

I-2. 資産・負債項目及び外部報告様式について

1. 浄水場で保管されている排水処理装置の交換用部品及び薬品について

① 現物管理がされていないことについて（指摘）

〔指摘の要旨〕

ろ布及びローラーの場合、設置工事の過程で工事業者により持ち込まれたものと推察した場合、これらのうち貯蔵品として資産価値が認められるものについては、貯蔵品として正式に受け入れ、受払管理を行うことが求められる（③参照）。したがって、貯蔵品として資産価値のあるろ布及びローラーについても財務管理としては財務規程に従い、受払簿に記帳し台帳管理を行われたい。

〔措置の内容〕

当該ろ布は平成24年度中の工事ですべて使用し、また、当該ローラーはすでに使用不可能であるため、平成25年度中に廃棄物として処分する予定です。

なお、今後、工事において交換部品は使い切り、在庫をなくすこととするため、受払簿管理は行いません。

3. 工事改良費の資産計上について

① 委託料及び補償費の配賦について（指摘）

ア. 工事関連委託料の配賦について

〔指摘の要旨〕

委託料の配賦については、当年度の計上額（平成22年度702百万円）を当年度の工事請負費を基準として排水施設、ポンプ場施設及び処理場施設ごとに一律に配賦されている。

そのうち、624百万円については、平成22年度までに計上された工事請負費がなかったため、すべて建設仮勘定に計上されたままにすべきものであった。しかし、一律に配賦計算されているため、平成22年度末に建設仮勘定から各固定資産勘定に振り替えられた工事についても配賦されてしまっている。このように配賦計算が正しくされないことによる各資産への計上額や減価償却費への影響も無視できない。

当該委託料の直課等も含めた全般的な配賦計算の見直しを行い、配賦基準を明文化し、今後は当該基準に従った配賦計算が実施されるよう、管財課から委託先への指示、監督の徹底を要望する。

〔措置の内容〕

工事関連費用の配賦については、従来から工事に直接関連した間接費（委託料等）は該当する工事にのみ配賦し、総合的な間接費（人件費等）は全工事費に対し配賦を行い、固定資産として計上することとしています。このことを踏まえた取扱基準を平成25年3月に策定する予定です。今後は、この取扱基準に従った配賦計算が実施されるよう一層の適正化に努めていきます。

イ. 補償費の配賦について

〔指摘の要旨〕

補償費についても当年度の計上額（平成22年度42件102百万円）が当年度の工事請負費を基準として排水施設に一律に配賦されている。しかし、ほとんどが特定の工事に跡付けられる経費であり、各工事に直課されるべきものである。平成23年度以降が出来高年度となる（建設仮勘定に平成23年度以降計上される）工事に関するものの補償費を集計すると、16件20百万円となり、これについては、すべて建設仮勘定に

計上されたままにすべきものであった。

アの委託料と同様、配賦基準の見直し、当該基準に従った配賦計算の実施のため管財課から委託先への指示及び監督を徹底されたい。

〔措置の内容〕

補償費の配賦についても、アと同様の対応をしていきます。

6. 固定資産の除却処理について

① 「除却報告書」の記載漏れによる除却処理漏れについて（指 摘）

〔指摘の要旨〕

実際にはすでに撤去しているにもかかわらず、除却申請書が提出されておらず、そのため除却処理も行われていない固定資産が存在する（帳簿価額3,556千円）。このうち、長尾配水塔関連設備の一部について、撤去済みであるにもかかわらず除却報告書に記載されなかったため、管財課による除却処理が行われず、また、撤去後も継続して減価償却費が計上されていた。このような除却処理漏れについては、早急に資産台帳の修正を行われたい。

〔措置の内容〕

除却漏れした当該固定資産については、現物が存在していないことから、所管に除却報告書の提出を依頼し、過年度分の減価償却費及び固定資産除却費として、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。

II 工業用水道事業に係る監査結果に対する措置状況

II-2. 資産・負債項目及び外部報告様式について

1. 工事改良費の資産計上について（指 摘）

〔指摘の要旨〕

（I-2 3参照）

〔措置の内容〕

工事関連費用の配賦については、従来から工事に直接関連した間接費（委託料等）は該当する工事にのみ配賦し、総合的な間接費（人件費等）は全工事費に対し配賦を行い、固定資産として計上することとしています。このことを踏まえた取扱基準を平成25年3月に策定する予定です。今後は、この取扱基準に従った配賦計算が実施されるよう一層の適正化に努めていきます。

III 下水道事業に係る監査結果に対する措置状況

III-1. 収益・費用項目及び外部報告様式について

1. 料金徴収漏れ発覚に関する内部統制的問題点について

② 排水設備管理システムの運用方法について（指 摘）

〔指摘の要旨〕

排水設備管理システムは、下水道事務所ごとに、その管轄区域内の水洗化対象者のみを掲載しており、4事務所それぞれが独自に情報を保有している。現状では、下水道の接続環境を全市横断的に把握できる網羅的なデータベースを有しておらず、全市を網羅

した顧客リストないし顧客管理台帳が整備されていない。また、登録に当たっての承認手続、登録のタイミング等の入力ルールが統一されておらず、事務所ごとの独自の運用がなされているのが実態であり、結果として信頼性を低下させている。

しかし、現体制においては、当該4事務所の排水設備管理システムデータが最も信頼性の高い横断的なデータベースである。したがって、排水設備管理システムの入力方法を早期に統一するとともに、4事務所の情報を一元化し、全市横断的なデータベースを備え、網羅性、正確性に関する統制を働かせるとともに、さまざまな分析に活用するようにされたい。

〔措置の内容〕

排水設備管理システムはデータベースとして、全市を網羅した顧客管理台帳としての機能を有することや下水道事務所間で統一したシステム運用が必要であると認識しております。そのため、システムを改修し、平成24年9月から下水道事務所間で入力方法等のシステム運用の統一を図りました。また、全市横断的なデータベース化による下水道事務所間での情報の一元化を図るため、平成26年3月からの稼働を目途に水道料金業務等オンラインシステムと連携させた新排水設備管理システムを構築していきます。

4. 固定資産管理システム運用業務委託について

④ 固定資産管理システム運用業務委託の設計内容と実際との乖離（指摘）

〔指摘の要旨〕

当該運用業務委託について、月報等の実績表を入手していないため、毎年作成する設計書と実績との比較がされていない。当該システム開発当初から20年以上委託料の金額が変わらない。

平成22年度の委託設計書で確認したところ、直接経費／プリンタ使用料の設定基礎について、設計書上の想定は、「59,000ページ」であったが、実績は「13,487ページ」であり、大きな乖離が生じていた。また、平成22年度の委託料10,605,000円のうち、諸経費と技術経費の金額は合計で3,679,312円となっている。長年同じ委託先の同じシステムを使用した入力・チェック・出力作業の中で、別途これだけの経費を他の委託契約と同様に一律に見込む必要性に疑問を感じる。適正な経費の算定を実施されたい。

〔措置の内容〕

平成24年度契約分では、業務実績表の提出を仕様を含めることで義務付け、業務実績内容と契約内容との比較による検証を行い、契約時において適正な経費を算定するための精査をするようにしました。

今後においても同様のケースがあれば、これに準じて対応し、契約時において適正な経費を算定するための精査をするようにします。

Ⅲ-2. 資産・負債項目及び外部報告様式について

1. 工事改良費の資産計上について（指摘）

〔指摘の要旨〕

(I-2 3参照)

〔措置の内容〕

下水道事業における工事関連費用の配賦については、従来は工事に関連した委託料、人件費等の間接費を全工事費に対して配賦していましたが、平成23年度決算処理から、工事に直接関連した間接費（補償費等）は該当する工事のみ配賦し、総合的な間接費（人件費等）は全工事費に対し配賦を行い、固定資産として計上しています。

また、未完成工事に関連する委託料等の間接費は建設仮勘定に整理し、当該工事の完成時に配賦の上、固定資産として計上するよう改めました。

これらのことを踏まえて、取扱基準を平成25年3月までに策定する予定です。今後も引き続き、工事関連費用の配賦について一層の適正化に努めていきます。

3. 旧汚泥処理施設の廃止に伴う事務処理等について

① 旧汚泥処理施設廃止の意思決定について（指 摘）

〔指摘の要旨〕

旧汚泥処理施設について、下水道部によれば、平成17年度をもって「廃止」としたということであるが、内部的な意思決定がなされた形跡が書類等では確認できなかった。用途廃止の事務手続が行われなかったのは、理由の如何を問わず、不適切な事務処理であり、会計的な実態（資産価値が消滅したこと）と財務書類上の表示（固定資産計上）との不整合に対して、相当の注意を払うべきものであった。また、下水道部は、平成7年度から平成17年度までは「バックアップ施設」としての位置付けであったと主張している。しかし、「バックアップ施設」であれば、いつでも稼働できるよう、維持管理を行う必要があり、その維持管理コストが発生していると考えられるが、その形跡は確認できていない。

〔措置の内容〕

入江崎水処理センター及び加瀬水処理センターにおける旧汚泥処理施設については、関係課と協議の上、平成24年3月に除却の事務手続を行いました。

今後も、施設を廃止した場合には固定資産台帳から除却しなければならないことを各所管に周知徹底し、適正な事務処理と資産の管理に取り組んでいきます。

② 休止固定資産の概念と減価償却費の会計処理について（指 摘）

〔指摘の要旨〕

入江崎水処理センター及び加瀬水処理センターにおける旧汚泥処理施設は、休止固定資産の要件に該当しない。i 平成7年度から旧汚泥処理施設の維持管理を行った形跡がないこと、ii 将来の使用稼働が確実に見込まれるとする事業計画など客観的な資料は存在しないこと、iii 解体されていなかったことから外見上は設備としての機能を有しているが常にメンテナンスを行ってなければ直ぐに稼働できる状態ではなかったことがその理由である。以上の分析を是とする立場からは、平成7年度時点であっても、休止固定資産の概念には当てはまらないものと解釈することができ、旧汚泥処理施設は、平成7年度末時点で、廃止の決定を行い、資産台帳上も除却の処理を行い、以後減価償却を続けるべきものではなかった。したがって、平成7年度から平成22年度決算までの

財務諸表に旧汚泥処理施設の固定資産の金額だけ多く計上されていたものと考えられる。

仮に、平成7年度には休止固定資産であると判断する場合は、上下水道局が主張する旧汚泥処理施設の廃止の決定年度である平成17年度には確実に除却の処理を行う必要があったものであり、減価償却計算も行ってはならなかった。

会計実態と財務書類上の表示が乖離するような処理は、組織的に牽制されるべきであった。このような内部統制上の問題点（統制活動等の不備）を、この際深く分析し、今後、このような誤りが生じないような検証体制を構築するよう、強く求めるものである。
〔措置の内容〕

入江崎水処理センター及び加瀬水処理センターにおける旧汚泥処理施設について、平成17年度には確実に除却の処理を行う必要があったとの指摘を踏まえ、平成23年度決算において、平成17年度から平成22年度までの減価償却費について戻入れ処理を行うとともに、資産の除却を行いました。今後も、施設を廃止した場合には固定資産台帳から除却しなければならないことを各所管に周知徹底し、適正な事務処理と資産の管理に取り組んでいきます。

4. 入江崎総合スラッジセンターのために制作された陶板画（岡本太郎作「水火清風」）の資産管理について

② 芸術作品の財務管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

当該岡本太郎氏の陶板画について、上下水道局では財務管理上は単なる壁画の一部（備品）として、8年で減価償却してしまっている。一方で、入江崎総合スラッジセンターでは、川崎市出身で世界的な芸術家の作品として美術的な価値があると認識し、内外の視察団等に対して披露している。このように取扱いに相違があるのは財産管理上、また芸術作品の管理上適切ではない。当該陶板画は取り外すことも可能であり、壁画とは異なる。また、世界的な芸術家の作品であり、時の経過とともに減価するものではない。すでに処理された減価償却費33百万円の戻入れ処理を行われたい。

〔措置の内容〕

対象となる資産については、作成した陶板画と壁面への取付部で構成されていますので、このうち陶板画については市長部局と調整し美術品として管理することとし、平成24年度決算で既に執行した応分の減価償却費の戻入れを行います。今後も引き続き、資産管理の適正化に努めていきます。

5. 貯蔵品の管理（高張力ベルト等）について

① 営業費用として購入した消耗品の管理について（指摘）

〔指摘の要旨〕

入江崎総合スラッジセンターを視察した結果、備消耗品費として購入されている汚泥脱水機用高張力ベルトの在庫品が複数保管されており、中には購入から5年以上経過している在庫品も存在した。平成22年度末において汚泥脱水機用高張力ベルトは8本1,822万円相当の在庫を抱えているが、各在庫は購入時に備消耗品費として経理処理さ

れているため、貸借対照表には流動資産として掲げられていない。また、平成22年度における使用実績は1本のみであった。担当部門によると、汚泥脱水機用高張力ベルトの未使用品は経年による劣化の心配はないということではあるが、整備計画及び購入計画の調整を綿密に行い購入数量や時期等を十分に精査し、在庫量を適正に管理されたい。
〔措置の内容〕

高張力ベルトは製作時間が掛かり納品までに半年ほどの期間を要するため、故障等による緊急対応が必要な場合に備えて、一定数の在庫を確保しておく必要があります。今後は、脱水機1系列分の4本（4台分）を年度末在庫数とし、整備計画や購入計画を綿密に調整することにより在庫数を適正に管理していきます。

なお、平成23年度決算において、年度末に存在した高張力ベルト（4本）について、貸借対照表に流動資産として掲記しました。

平成23年度包括外部監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

【監査テーマ：川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に係る事業の管理】

I 水道事業に係る監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

I-1. 収益・費用項目及び外部報告様式について

1. 水道料金及び下水道使用料の徴収及び未収金の管理について

② 給水停止の実施作業の主体について（意見）

〔意見の要旨〕

給水停止の実施作業については、原則として、受託業者が行っている。しかし、業務委託仕様書には給水停止の実施についての記載は一切ない。ただ、集金業務処理手引の中で集金業務の「付随業務」としてのみ記載されている。

給水停止は、水道料金の未払を理由とする水道供給契約における同時履行の抗弁権としての給水義務の履行拒絶であり、水道供給契約に基づく水道料金支払請求権の行使としての集金行為とは根拠となる権利が異なっており、集金業務の「付随業務」と評価することは困難であるため、集金業務の「付随業務」ではなく、独立の業務として業務委託仕様書に記載するよう要望する。

〔措置の内容〕

仕様書には給水停止に係る業務を独立業務として記載していませんが、「集金業務処理手引」に二次未収業務の付随業務として給水停止に関する一連の業務内容を記載することにより、業務内容について、委託業者との間に認識の相違がないようにしています。

また、仕様書上の記載について、平成24年10月に他都市調査を行った結果、業務委託している都市の大部分が集金業務の一部として包括契約を行っている状況でありますので、このことを踏まえ、平成27年1月から5年間の次期委託業務の仕様書の改善に向けて、誤解のない表現に変更するよう検討します。

③ 長期滞納債権の回収方法について

イ. 分納について（意見）

〔意見の要旨〕

分納については、水道料金の場合、履行延期の特約（地方自治法施行令第171条の6）の要件を満たす必要があり、下水道使用料の場合、執行猶予（地方税法第15条）又は換価猶予（同条の5）の要件を満たす必要があり、更にいずれの場合も、判断を行うのは分任企業出納員である営業センター所長である。

しかし、現在の滞納者の収納状況だけを反映したデータ管理ではなく、履行延期を判断するための交渉内容や交渉履歴を反映した詳細なデータ管理が求められる。現在のデータでは、分納金額の根拠となる事情も記載されておらず、交渉経緯なども原則として分からない管理方法となっている。今後は、水道料金等を滞納した使用者と面談した際に、営業センター所長が、面談結果を踏まえた上で法律の各要件への適合性を吟味し、決裁を行うことによって、分納を認める運用に改めるよう要望する。

〔措置の内容〕

長期滞納者との交渉経緯については、従前から個別未収管理カードに記載し個別管理を行っていましたが、面談結果を踏まえた上で営業センター所長が分納を承認することができるようにするため、平成24年6月からより詳しく交渉経緯・折衝内容等を記載して管理をするように改善しました。

また、延滞金の賦課について、平成24年10月に他都市調査を行った結果、延滞金を賦課している都市がほとんどない状況でありますので、このことを踏まえ、平成25年度までに導入の可否について検討を進めていきます。

ウ. 法的手続の検討について（意見）

〔意見の要旨〕

水道料金については、督促後相当期間経過後、履行延期の特約や徴収停止の措置を採らない場合は、訴訟手続を採らなければならない（地方自治法施行令第171条の2第3号）、また、下水道使用料については、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者が使用料を支払わなければ、滞納処分を行わなければならない（地方自治法第231条の3第3項、地方税法第331条）。

しかし、水道の休止分で転居先が明らかな水道料金のうち、徴収停止措置を採った債権を除いては、訪問集金を行うのみで訴訟手続を採ったことはなく、また、下水道使用料についても、訪問集金を行う以外に滞納処分を行った例はなく、5年間の時効の完成により債権の消滅を招いている。数度の訪問集金で回収できない場合、履行延期の特約等の措置を求める必要がある。また、履行延期の特約等の措置が採れない場合、速やかに訴訟手続や滞納処分の実行を検討すべきである。今後は、法的手続を念頭に債権管理を進めるよう要望する。

〔措置の内容〕

水道料金等の徴収に係る法的手続の検討は数年前から進めているところですが、平成24年10月に他都市調査を行った結果、支払督促等法的措置の実績がある都市において、多くの課題等があることを把握しました。この結果を踏まえ、平成26年3月までに法的手続導入の可否について検討を進めていきます。

また、平成24年度から新たに分納を認める場合には、支払誓約書の提出を求める際、店舗等を商業登記簿等で確認するとともに、納入期限までに納入されない場合は、直ちに給水停止することを前提に折衝を行っています。今後においても、債権管理の強化に努めていきます。

2. 水道料金及び下水道使用料の収納に伴う過誤納の処理について

② 過誤納の還付等処理について（意見）

〔意見の要旨〕

上下水道使用料の過誤納が発生した場合には、条例施行規程に基づき、基本的には還付手続を行う。また、当該使用者に未収金があれば、規定に従い未収金への充当を行うことについて許容するかどうか確認し、その結果によって、充当するか、又は、返金するかを決定する。

実際の運用上では、当該使用者に対する「お知らせ」により、未収金への充当を優先

する事務処理を行っている。このような処理を行うためには、条例施行規程の細則において根拠条文を明確にすることを検討されるよう要望する。

更に事務処理の効率を向上させるような工夫として、事前に納付書等に、仮に過誤納が発生した場合は未収金に充当するか、又は、次回以降の上下水道料金へ充当することを明記し、このような処理について異議がある使用者にはご連絡を頂くようにすることを提案したい。そうすることで、年間9,000件程度発生し、還付処理が約1,500件、充当処理が約10,000件の詳細な事務処理を大きく簡素化することができるものとする。このような処理を可能とするためには、該当規程の改正を要望する。

〔措置の内容〕

過誤納金については、私債権である水道料金、公債権である下水道使用料、それぞれ根拠とする規定に違いがあることから、それらを踏まえて未収金への充当を優先とする事務処理に改善することとし、平成25年3月までに必要な規定の整備を行います。

③ 平成22年度における過年度還付処理について（意見）

〔意見の要旨〕

浄化槽使用者に対して平成7年度から下水道使用料を徴収していた案件が平成22年度に北部下水道管理事務所において発見され、現地調査を行った結果、公共下水道の使用は確認できなかったため、平成7年9月・10月分からの下水道使用料について、還付加算金等を含めて還付した。当該事例の処理根拠は、決裁文書により、地方税に係る同様な事例の処理要綱（「市税に係る返還金の支払要綱」最終改正：平成19年10月3日）に求めていた。

しかし、還付金に係る加算金の支払規定や滞納債権である未収金に係る延滞金の徴収規定などは水道条例及び同施行規程並びに下水道条例及び同施行規程には、明文の規定が存在しない。ましてや、当該過年度還付の事例のように、政策的な還付の必要性についての規定を、税外収入である上下水道使用料について有していない。還付（充当）加算金や延滞金に係る規定だけではなく、時効期間経過後の過年度還付に係る事務処理規定も含めて、公債権である下水道使用料と私債権である水道料金の取扱いの違いも十分に考慮することを前提に、条例等において合理的な規定又は地方税法等への準用規定を整備されるよう要望する。

〔措置の内容〕

還付金に係る加算金や未収金に係る延滞金について、平成24年10月に他都市調査を行った結果、還付加算金の付加及び延滞金の賦課をしている都市は、いくつかある状況でありますので、このことを踏まえ、今後においても、システム改修や事務処理手続などの影響を考慮した上で、時効期間経過後の過年度還付に係る事務処理規定も含め、平成26年3月までに条例等における地方税法等への準用規定の整備について検討を行っていきます。

3. 一般会計からの受託工事収益等の事務処理について

① 会計間における前受処理の非効率性について（意見）

〔意見の要旨〕

一般会計からの委託工事については、調査設計を行い、概算工事額が算定された段階で、入札から落札の手続を踏むことなく、配水管敷設等依頼工事取扱要綱（第5条）に基づき、工事概算額を請求し前受金を受け入れている。前受を実施することによって業務に多大な非効率が発生していると考えられる。すなわち、登戸300mm-100mm配水管布設工事を例にとると、前受け請求から精算完了までの内部請求手続だけで11回の決議を行っている。さらに、工事請負契約から変更契約等に関しても、11回の決議を行っている。これらを合わせるとひとつの工事につき、最低でも22回もの決議を行っていることになる。

市の内部的な受託工事について、事後請求に変更したとすると、例えば内部の請求手続に関しては数回の決議で済む可能性が高く、業務が大幅に効率化されるものと推測される。前受処理の目的を再確認した上、必要性がないと判断した場合には、事後請求方式に変更することを要望する。

〔措置の内容〕

工事概算額の請求における前受処理が事務手続として非効率であることから、今後は事後請求に変更し、各種伝票作成等の事務処理の軽減を図ります。平成25年度からの実施に向けて、関係部署と調整を行い、配水管布設等の依頼工事のための取扱要綱等の整備を進めます。

4. 川崎市水道局情報管理システム運用管理業務委託について

① 川崎市水道局情報管理システム運用管理業務委託について（意見）

〔意見の要旨〕

設計金額は、システム毎に単価と工数を設定し、それに一定割合を乗じて算定している。単価は受託者の見積単価を使用し、工数は前期の積算工数を基に前期作業結果と当期見込まれる業務の増減を加味して設定している。このような見積方法には、PDCAサイクルによる継続的なコスト改善を実施する上で、以下の問題点がある。

すなわち、システムエンジニアの単価は業務や作業に要求されるスキルに応じて異なるべきであるが、全ての作業に同一の単価が設定されており、市販の積算参考資料の単価よりも高いこと、業者の見積単価と積算工数に一定割合を乗じて予定価格を算定しているが一定割合に客観的な根拠は無いこと、一部業務についての難易度の判定や作業時間の把握をしていないことなどである。

したがって、情報管理課は、システム統括部署として、相当な注意義務を持って必要なデータを収集すること、例えば、賃金センサス、市販の積算単価の活用及び調整方法の指針を示すことを要望する。また、来年度以降、PDCAサイクルによる継続的なコスト改善に向け、予定価格の積算方法の見直しや作業実績把握等が行われることを強く要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度分の委託設計から市販の積算参考資料を参考に必要とされるスキル、業務内容、契約方法等も加味した単価設定を行うこととして改善しました。したがって、平成24年度からは、一定割合を乗じて予定価格とする取扱いは行っておりません。

また、委託業務の成果を測る際、作業内容及び実作業時間を把握する書類の提出を求

め、検証・分析を行うことで次期設計時の参考資料とします。

5. 神奈川県内広域水道企業団からの受水費について

① 当初需要予測と社会経済情勢及び人口動態の激変について（意見）

〔意見の要旨〕

企業団の設立時点で川崎市が設定した水需要予測については、i 社会経済の右肩上がりの上昇、ii 都市人口の均衡ある発展等を前提としていたものと考えられる。しかし、その後の社会経済の発展及び近郊にある都市人口の増加などについて、その前提とは大きく相違し、企業団構成団体の基本水量と実績給水量との間にかい離が発生している。川崎市の水需要に対する対応の歴史的経緯や企業団のこれまでの歴史等から、川崎市は、企業団の構成団体として、広域的な水供給の在り方や自然災害における企業団と川崎市をはじめ構成団体の役割などについて、積極的な議論を行うことが求められている。

〔措置の内容〕

現在、企業団と川崎市をはじめとする構成団体の5事業者は、平成22年8月の「神奈川県内水道事業検討委員会報告書」を踏まえ、水質管理センター（仮称）の設置など広域的な水供給に向けた協議を行っています。

また、5事業者は、自然災害についても、これまで災害（渇水）事故時の水運用で連携してきており、東日本大震災を踏まえ、更なる連携により断水等を可能な限り回避することなどを盛り込んだ、「緊急時における水道用水の安定供給のための相互協力に関する協定書」を平成23年9月8日付けで締結し、県内広域連携の強化策を講じています。

今後においても引き続き、広域的な水供給の在り方や自然災害における5事業者による広域連携について、取り組んでいきます。

② 固定費及び変動費の区分について

ア. 固定費及び変動費分解の多様性について（意見）

〔意見の要旨〕

企業団が採用している独自方式に基づく固定費と変動費の区分方法は、一部の科目に対して独自の「施設使用率」という概念で変動費を算定し、その他の控除部分を固定費として算定している。この手法の問題点は次のとおりである。

すなわち、「施設使用率」という概念は、給水計画量を最大可能供給量で割り返した率とされているが、i 施設の最大可能供給量のうち給水計画に対応する部分は変動費、その他の部分は固定費に対応するとしていることは管理会計上の固定費の概念から程遠くて疑問が感じられること、ii 「施設使用率」算定の分子である「給水計画量」以外の部分（給水能力に対する遊休部分）を固定費として基本料金により負担するという構成に合理性を見いだせないことである。

以上のことから、理論的に問題がある方式をこれまで企業団は採用し、構成団体も追随していたということであれば、当該方式を見直す提案を、構成団体の協議会等で提出することも検討されるよう要望する。その際の代替案のひとつとしては次の方法を推薦することができる。

すなわち、企業団設立時点での各構成団体がコミットした施設及び設備規模とその維持管理に直接要する人件費、ダム負担金や建設公債の支払利息に対応する部分だけは、固定費として基本料金で負担すべき原価の範囲に集計すべきものとし、それ以外の浄水・配水の管理運営に伴う人件費や経費等については、変動費として使用料金で負担すべき原価とするという方法である。

企業団及びその各構成団体と建設的な議論がなされることを要望する。

〔措置の内容〕

固定費と変動費の区分については、固定費として多くのコストを見込んでいる企業団方式に対して、これまでも全構成団体に協議し、順次見直しを行ってきています。見直しに当たっては企業団との調整が必要であるなど課題もありますが、引き続き、見直しに向け協議していきます。

6. 生田の天然水恵水の製造委託及び販売・在庫管理について

① 棚卸法による出庫高と受払法による出庫高の差異について（意見）

〔意見の要旨〕

毎月のたな卸し結果と販売実績（及び無償配布実績）の間に次のような不整合が見られた。

理論的には、適切な管理が行われている限り、棚卸法による出庫高と受払法による出庫高は一致するが、4月、5月、6月、12月において、金額の差異が発生している。合計ベースでは棚卸法による出庫高が受払法による出庫高よりも3,084本過大となっている。

差異原因としては、サービス推進課の管理外とされていた在庫を追加計上したこと、賞味期限切れにより廃棄処分したことなどによる。

以上の差異は、通常は受払管理上で増加及び減少として認識されているべきものである。

したがって、受払管理を行うに当たって、報告書への記載を網羅的に行うことと複数の職員による在庫数と報告書内容の確認を徹底し、適時、課長等による在庫数の確認・立会を実施する方策を検討するよう要望する。また、現在の報告書様式である「恵水管理状況報告書」では、払出分の記載欄のみである。増減が漏れなく記載される受払管理簿で管理を行うことを併せて要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度から「恵水管理状況報告書」は払出分のほか受入分を加えることで、記載を網羅的に行うこととして改善しました。更に、上下水道局全体の管理状況を示す「恵水在庫管理総括表」を新たに作成することにより増減を容易に把握できるよう改善しました。また、毎月複数職員による在庫数及び報告書等内容の確認を行い、年に2回、課長等による在庫数の確認を実施することで、在庫管理の一層の適正化に努めていきます。

③ 決算書における棚卸資産計上の検討の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

①及び②で述べた指摘事項が検出される組織的な素地として、在庫に対する価値認識

あるいは管理対象としての意識が低いことが影響しているものと推察される。将来年度のサービスに貢献する財産的価値や将来の収益を発生させる財産については、資産計上することを要望する。

〔措置の内容〕

恵水については、発生主義会計の見地により平成23年度決算から年度末時点の在庫残高を資産計上するよう改善を図りました。また、平成24年度からは、期末棚卸高を評価するに当たり、製造原価に算入すべき範囲を明確に定め、適正な製造原価の算出に努めていきます。

④ 事業目的との整合性及び有効性評価について（意見）

ア. 事業目的と事業内容の整合性について

〔意見の要旨〕

事業目的は、i 災害備蓄の啓発、ii 水道水使用の促進、iii 川崎市のシティセールスに整理される。現在、恵水の容器に使用しているペットボトルは、アルミ缶と比較して貯蔵性は劣るが、一方、耐衝撃性の観点では大変優れており、災害時には実用的でもある。今後、市民の要望や災害時の必要性等を考慮し、他の容器や容量についても柔軟に対応していくことを検討されるよう要望する。また、今後は、マーケティングの考え方を積極的に取り入れ、事業効果の向上を目指し、販売網の拡大や商品知名度の向上などに戦略的に取り組んで、販売数量の増加につながる策を講じられるよう要望する。

〔措置の内容〕

恵水のアルミ缶等、他の容器や2リットルペットボトルの製造については、平成24年4～9月に市民アンケート及び調査を行い、市民の要望等を把握しました。これらの結果を踏まえ、平成25年度中に2リットルペットボトルの製造を行う方向で検討を行います。

また、恵水は災害備蓄の啓発、シティセールス等の視点で事業効果の向上を目指し、平成25年3月までにマーケティング計画を策定します。今後、この計画に基づいて、取組を進めていきます。

イ. 事業の有効性評価の必要性について

〔意見の要旨〕

本事業は、水道事業の本業とは別に、ある目的を持って実施されたものであるから、事業を実施する正当性について、市民に説明する義務を負うものと考えられる。そのためには、随時有効性を評価し、この事業における改善等の方針を明確にしておくことが必要である。

〔措置の内容〕

本事業を実施する正当性については、市民に説明する義務を負うものと考えられますので、災害の備蓄啓発、シティセールスへの寄与等、恵水の製造目的を達成するため、PDCAサイクルの考え方をを用い、事業の有効性を評価する手法を平成25年3月までに策定するマーケティング計画の中に定める予定です。

ウ. マーケティング的視点の必要性について

〔意見の要旨〕

恵水の販売戦略には、公的部門である上下水道局であっても、マーケティング的思考が極めて重要であると考えます。恵水の製造・販売・配布事業についても、マーケティング計画の策定面に立ち返って事業を再検討することで、恵水の事業評価が効果的に行われるものと期待される。また、その事業の効果的、効率的な実施につなげることも可能となり、市民の満足度向上にもつながるものと考えられる。

〔措置の内容〕

恵水の販売戦略については、製造費用と販売収入が均衡するという基本的な考え方に基づき、災害の備蓄啓発、シティセールスへの寄与等、恵水の製造目的を達成するためのマーケティング計画を平成25年3月までに策定します。今後は、この計画に基づいて、本事業を効率的、効果的に実施していきます。

7. 脱水土処理業務委託について

① 積算方法検討の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

脱水土処理（改良土）について、落選業者であるR社の入札価格は5,145円であり、落札価格5,124円には及ばないものの、脱水土処理（セメント）の随意契約単価8,505円を大きく下回る価格である。脱水土を処理するという目的においては同じ意味を持つ契約を複数に分ける必要性については理解できるものの、競争入札で落選した業者の入札額よりも高い単価で随意契約を締結している業者があることは公平性の観点から問題がないとはいえない。

そのため、長期的には両者のかい離を最小限にすべく価格交渉を進めることを要望する。

〔措置の内容〕

今後は、毎年度12月までに、本市が委託した会社を含む脱水土処理会社に対し、処理に係る経費及び改良土・セメント原材料の販売価格の調査を行うとともに、他事業者に対しても契約価格等の調査を行うことにより、適正価格と公平性の確保を図っていきます。なお、セメント原材料処理の契約については、平成23年度から指名競争入札を行っています。

② 浄水汚泥有効利用方法の研究について（意見）

〔意見の要旨〕

浄水汚泥の処理方法は、他にも園芸土、グランド用土等様々な方法が研究され、実際に他都市においてはこれら有効利用方法が採用されており、今後も新しい利用方法が実行される可能性もある。それと同時に、川崎市上下水道局においても内部での研究会等を積極的に実施し研究成果を埋もれさせることなく、代替的方法についても継続的に検討していくことを要望する。

〔措置の内容〕

浄水発生土の有効利用方法について局内検討を進めるため、平成24年10月に有効

利用検討委員会を開催し、セメント原材料以外に園芸土等利用方法の範囲拡大といった課題及び方向性について共通認識を図りました。今後も引き続き、同委員会を中心に、有効利用方法の可能性等について継続的に検討していきます。

I-2. 資産・負債項目及び外部報告様式について

1. 浄水場で保管されている排水処理装置の交換用部品及び薬品について

② 会計処理について（意見）

〔意見の要旨〕

交換用部品や薬品等、全体としての金額が多額なものについては損益に与える影響が大きく、費消の事実を適切に表すためには、次のような原則的な処理を行うことを要望する。すなわち、消耗品は費消したときに費用として計上し、費消されずに保管されているものは資産として計上するという処理である。

〔措置の内容〕

全体としての金額が多額な交換用部品及び薬品のうち、試験用薬品については、資産計上することが妥当と判断し、年度末において費消されず保管されている試験用薬品について、平成23年度から資産として計上する処理を行いました。今後も適正な管理に努めます。

③ 使用価値について（意見）

〔意見の要旨〕

ローラーについて、平成6年9月に現在使用している排水処理機の導入時から保管されており、潤滑油の劣化等により使用できないものが多数、存在する。また、長期間未使用となる在庫を保管している経緯は不明であった。今後、工事の一環として使用される予定だった予備品を受け入れる場合には、その費用対効果を吟味し、予備品保管の必要性を検討する必要がある。さらに、自然災害等の緊急事態に備えるために一定数を保管する必要がある場合には、使用実績や次年度以降の使用計画を勘案して適正在庫数を設定するなどし、過剰在庫を防止するよう要望する。また、当該ローラーの保管に倉庫面積の4分の1程度を使用している状態であり、本来廃棄すべきものが多数保管され、施設利用の効率性が低下している。

したがって、倉庫面積の有効利用のためにも、適正在庫数の検討とともに、現在存在する在庫を保管する上での適正な配置を検討されるよう要望する。

〔措置の内容〕

今後は、交換用部品、薬品等の購入計画の調整を関係部署と綿密に行うなど、購入の数量、時期等を十分に精査し、適正な在庫管理に努めます。

このような対応を図ることにより、交換用部品について必要な数量を調達し、在庫を持つことがないようにするとともに、廃棄すべきものは適正に廃棄することで、スペースの効率的な管理を行っていきます。

2. 滞留在庫について

① 使用価値の判定及び資材管理について（意見）

〔意見の要旨〕

使用見込みがなく、使用価値がない資材について、過去6年間の受払状況を調査し、①1年間の平均出庫数が1未満であり、②出庫のない年が6年のうち4年以上あったもののうち、全工事事務所で廃棄可能とする資材が発見された(3,109,330円)。このような使用価値がない資材の保管を防止し、資材管理の効率化を図るためには、次のような改善を要望する。

すなわち、資材を使用頻度に応じて、①ランニングストック、②スリーピングストック、③デッドストック等の適切な区分に分けて、②及び③に区分される低回転在庫については、処分・削減計画を作成実行する必要がある。また、①のような使用頻度が高く、欠品によるリスクが高い在庫については、ABC分析等の方法により重要度に応じて分類し、リードタイムや災害による供給停止のリスク等を加味して適正在庫量を設定する必要がある。このような管理を行うために、工事担当部署等との定期的な協議を実施することを要望する。

〔措置の内容〕

使用価値がないものとされた資材の会計処理については、平成23年度に不用品として減耗処理を行い、平成23年度決算に反映しました。

また、資材管理の効率化を図るため、資材ごとに常時使用、緊急時使用等の整理区分を設定することとし、区分ごとに在庫管理を行う計画を平成25年3月に作成する予定です。

4. 工事案件のリスク管理（設計・契約・進捗管理・評価）について

（全事業共通項目の個別意見）

① 高落札率の案件に係る評価について（意見）

〔意見の要旨〕

予定価格の事前・事後公表の案件両方に亘って、極めて高い落札率の案件が見受けられるが、落札率に関する検証は行われていない。また、低入札対策については論じられているが、高い落札率という問題に関しては何ら触れられていない。しかし、高い落札率の検証には重要な示唆がある。かかる観点からすれば、現行の入札制度の再検証では、視点が限定され過ぎている。

また、上下水道局の入札を巡る状況については自らが最もよく分析できる立場にある。「より良い入札制度を確立する」ためにはきめ細かい分析とそれに基づいた施策が重要になってくると考える。そのために、現行の入札状況の把握とリスク評価は欠かせない。したがって、工事案件の設計段階、契約締結段階、工事实施過程での監督等の段階及び竣工段階で、それぞれの工事案件の重要性に対応して検証すべきチェック項目を特定して、リスクの把握・評価を行い、その評価結果に対して適切な対応を検討することを要望する。

〔措置の内容〕

上下水道局は、公営企業としての経済性、効率性等が求められますが、透明性、競争性、公平性を踏まえた入札契約制度は市の制度との整合性を図る必要があります。

入札契約制度をはじめ、工事案件に係る設計段階、契約段階、工事实施過程の監督段

階等におけるリスク評価については、より良い入札制度の確立に向け、関係局との十分な協議・調整や情報共有、これらの協力・共同による課題把握、方向性の検討・研究、他都市調査などといった取組を、今後においても引き続き進めていきます。

② 入札辞退企業の辞退理由について（意見）

〔意見の要旨〕

落札率の高い案件について、入札を辞退する企業が頻出しているが、辞退理由の把握・確認は行われていない。一度表明した入札を辞退するには何らかの背景があるものと考えられ、その背景を把握することは、入札を巡る状況をよりよく理解し、入札制度を再検証することにも寄与するものとする。また、少なくとも、企業に対してその理由の回答を求めることは、不適切な行動に対する牽制として働くことも期待できる。今後の入札案件で辞退が生じた場合は、当該確認を改めて実施することを要望する。

〔措置の内容〕

入札辞退企業の辞退理由の確認についても、①と同様の対応をしていきます。

③ 同一業者による工期の重なる受注について（意見）

〔意見の要旨〕

工期の重なり等の有無について特段の調査は行われていない。しかし、無理な受注により落札会社が下請の業務を無理に増やすなどした場合、元請による十分な監督が働かなくなり、さまざまな業者が下請に入ることで不履行リスクが高まる。したがって、当該不履行リスクに適切に対応するために、事前に同一工期の受注はないかの調査を行い、場合によっては当該受注の制限を実施する等の制度を構築することを要望する。

〔措置の内容〕

同一工期の受注調査及び受注制限の実施についても、①と同様の対応をしていきます。

④ 入札参加会社間における情報の流通について（意見）

〔意見の要旨〕

入札が公正に行われるためには、入札参加業者の間に「結託」がなく、各業者が自ら独自の意思と経済性計算に基づいて入札に参加することを前提にする。しかし、同一企業グループに属する会社が入札に参加している場合、それらの会社間で情報が流通する可能性が高く、そのような事態が生じると上記の条件が充たされず自由競争が阻害されることになる。したがって、公正入札確保の観点から、同一工事案件に対する同一企業グループの複数の会社の入札参加について、どのようなリスクがあるのかについて十分な分析とそのリスクに対する適切な対応を検討するよう要望する。

〔措置の内容〕

同一案件に対する同一企業グループ会社の入札参加については、個々の業者が独自の意思と経済性計算に基づいて入札に参加しているものと捉えていますが、①と同様の対応をしていきます。

⑤ 最低制限価格について（意見）

〔意見の要旨〕

現在、入札価格の下限に関する規制には、「最低制限価格」と「調査基準価格」があり、前者は予定価格 6 億円未満、後者はそれ以上の工事案件に適用される。そのうち、「最低制限価格」対象工事について、その価格を 1 円でも下回れば、そのような事情は考慮されず一律に無効となってしまう。これは、当該企業においては売上収益獲得の機会の喪失を意味し、また、局にとっては、技術力ある工事の実施やより安価な工事費での工事の実施の機会の逸失という利益等を制度的制約で逃していることを意味する。このような観点から、最低制限価格制度の適用を実質的に少なくし、調査基準価格の適用を多くする制度運用で、可能な限り、工事請負業者や局にとってより多くの便益を確保することを目指すよう要望する。

〔措置の内容〕

最低制限価格の制度運用についても、①と同様の対応をしていきます。

なお、上下水道局では、低入札対策の更なる強化のため、最低制限価格の対象を、平成 22 年 7 月に予定価格 3 億円未満から 6 億円未満へ、平成 24 年 6 月に予定価格 6 億円未満から 19.4 億円未満へと変更しました。

⑥ 下水道管渠工事に係る談合に対する対応について

ア. 談合情報等に対する対応について（意見）

〔意見の要旨〕

談合を窺わせる事態が生じた場合の対応としては、「談合情報マニュアル」がある。談合情報どおりの落札、契約企業が他の案件で談合認定を受けた場合の対応については何ら規定がない。特に後者のようなケースでは、落札企業に対して事情聴取等を実施することに合理的な理由がある。また、前者のケースでも再確認等を実施すれば、談合に対する牽制ともなり得る。したがって、「談合情報マニュアル」の見直しも含め、談合再発防止に向けた措置を検討されるよう要望する。

〔措置の内容〕

談合情報に係る対応マニュアルの再検討についても、①と同様の対応をしていきます。

⑦ 総合評価制度の導入について（意見）

〔意見の要旨〕

川崎市では、平成 22 年 7 月から「川崎市入札契約制度再検証第 2 回中間報告」に基づき、予定価格 1 億 5 千万円以上（建築工事については 3 億円以上）の工事に、原則として総合評価方式を導入している。一方、平成 22 年度については、上下水道局の設置に伴う契約件数の増大等により、本格実施に向けた検討等ができなかったため、それらを平成 23 年度に行うこととし、本格実施は平成 24 年度に繰り延べた。そのため、市長部局における導入のように、順調には導入できていない状況であった。予定価格 1 億 5 千万円以上の工事については、一定の合理的な導入ルールを設定して、総合評価方式の導入を検討するよう要望する。

〔措置の内容〕

上下水道局における総合評価制度の導入については、平成 20 年度に 2 件(旧水道局)、

平成21年度に3件（旧水道局）、平成22年度に4件の試行を実施してきましたが、平成24年7月から予定価格2億円以上（建築工事については3億円以上）の工事について総合評価制度を本格実施し、同年11月末現在で4件契約しました。

⑧ 低入札価格案件と前払金制度について（意見）

〔意見の要旨〕

局では、「川崎市入札契約制度再検証第2回中間報告」に基づき、平成22年7月より低入札価格調査を実施した契約については、前払金を獲得することを目的とした低入札の発生が懸念されることから、前払金を20%に縮減することを決定している。しかし、「施設再構築長沢浄水場1系水処理施設電気設備工事」については、低入札価格調査対象契約であり、改定前払金制度の適用案件であったが、実際に請負金額の10分の4の前払金を支払っている。

このような内部牽制の適切な運用を確保するためにも、場長の決裁に至る過程で、それぞれの職責の職員が内容的な検証を実務的に実施することにより、低入札価格調査対象契約に対する前払金制度の趣旨を徹底することを要望する。そのためには、このような特殊案件に関する実務上の取扱いを記したマニュアル等を整備し、関係する職責の職員に周知する仕組みを再度見直すことを要望する。

〔措置の内容〕

低入札価格調査対象案件に係る前払金制度の見直しについては、平成22年度の入札・契約制度の見直しの概要として、平成22年6月に上下水道局契約課から周知しているところですが、前払金の取扱いに誤りがあったことを踏まえ、本件に係る工事担当課では、該当する案件について、契約書等の契約関係書類に低入札価格調査対象案件である旨を表記し、前払金の取扱いに誤りがないよう、平成23年11月から対応しています。

また、上下水道局契約課では、低入札価格調査案件に係る前払金の取扱いに関する通知を平成24年10月に改めて行いました。今後においても取扱いに誤りがないように周知徹底を図っていきます。

5. 有形固定資産の管理事務について

① 固定資産の実査について（意見）

〔意見の要旨〕

所管の課所長による有形固定資産の実査が行われていない。有形固定資産の管理責任は一義的には各所管の課所長にあり、課所長は善良な管理者の注意を持って管理するほか固定資産の状況を適時に把握し、各種の報告を行う責任がある。そのため、自らの管理下にある有形固定資産について定期的に実査を行い、台帳上の有形固定資産の実在性及び網羅性を確かめるとともに、使用可能性等の決定に役立てるため、資産の状況を調査する必要がある。

したがって、1年に1回の実査の実施を原則とし、固定資産の規模や時間的な制約等、特別な事情がある場合は、合理的な年数にわたる循環的な実査を実施するよう、明文の規定及びその実施マニュアル等を整備することを要望する。

〔措置の内容〕

固定資産については、財務規程に基づき所管の課所長が管理することから、固定資産の実地照合においても、所管主体による実査とするよう規程の改正及び実査のための実務マニュアル作成を平成25年3月までに行う予定です。

② 管財課による固定資産の実地照合について（意見）

〔意見の要旨〕

管財課長は、循環的に事業所を選定し、選定された事業所の所管有形固定資産に抽出条件を設定し当該固定資産について、固定資産台帳と固定資産の実態とを照合している。しかし、管財課による実地照合は、各所管による固定資産実査がなされる前に実施されている。固定資産管理に関する管財課長の組織上の位置付けは、あくまでも総括事務である。また、管財課は各所管の固定資産の保有及び利用状況について、十分な情報を有していない。したがって、固定資産の実査は、資産の保有状況や利用状況に精通した管理責任者たる所管の課所長が行い、管財課はその実施状況をモニタリングするという仕組みに変更するよう要望する。

〔措置の内容〕

今後は、固定資産の実地照合を所管主体による実査とすることとし、総括管理である上下水道局管財課は所管からの実地照合結果の報告を受ける立場とします。同課は、その結果報告をモニタリングし、固定資産管理のための必要な指示等を行い、自ら実査を定期的に行うようにします。これらを踏まえて、財務規程の改正を平成25年3月に行う予定です。

6. 固定資産の除却処理について

② 管財課による実地照合結果についての除却処理漏れ（意見）

〔意見の要旨〕

管財課による固定資産実地照合の結果、撤去済み又は調査時点で所在不明であり、その後の調査でも現物がないことが判明したものがある。これについて、平成22年度までに除却処理がされていない固定資産が多数存在した。平成21年度の13件は、管財課による固定資産実地照合の実実施時点で現物の有無について確認できなかったもので、監査期間中に改めて調査した結果、現物がなかったことを確認したものである。また、平成22年度の65件については、平成21年度と同様に、調査時点で確認不能であった物件について改めて事後調査を行った結果、現物がないことが判明したもののほか、実地照合の結果、現物がないことが明らかとなっていたものである。このような案件は、管財課による固定資産実地照合の結果が適切に処理されていなかった事例である。したがって、管財課による固定資産実地照合について、適正性を確保する観点から実施方法を見直されたい。

〔措置の内容〕

除却漏れした当該固定資産については、現物が存在していないことから、固定資産除却費として、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。また、固定資産の実地照合を所管主体による実査とすることから、実地照合結

果に基づく除却報告書等の提出についても義務付けることとします。このための財務規程の改正及び実務マニュアルの作成を平成25年3月に行う予定です。

③ 未撤去の固定資産の除却処理について（意見）

〔意見の要旨〕

除却処理済みの固定資産について、実際には撤去されていないが、除却報告書上、誤って除却対象資産として記載され、固定資産台帳上も除却処理がされているものがある。このような誤りは、管財課における資産番号付番の誤りであるため、早急に修正されることを要望する。併せて事務処理過程での牽制機能に問題がなかったかどうか原因分析を行い、適切な対応を要望する。

〔措置の内容〕

誤って除却した固定資産については、取得原価及び減価償却累計額の戻入れを行い、本来除却すべきであった固定資産については、過年度分の減価償却費及び固定資産除却費として、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。今回の事項は、上下水道局管財課のみによる資産番号付番作業が原因であることから、資産番号付番は原則、各種報告書を作成する所管において行うよう周知徹底を図るため、平成25年3月までに通知する予定です。今後は、上下水道局管財課がその各種報告書に記載された資産番号付番の確認を行うことで、事務処理過程での牽制機能向上を図ります。

④ 除却に関する業務フローについて（意見）

〔意見の要旨〕

上記①～③に記載した除却処理の誤りについて、固定資産の実地照合結果に対するチェック体制（発見的内部統制）が有効に機能していないことや除却報告書の作成、伝達及び除却処理といった入力過程でのチェック体制（予防的内部統制）も有効に機能していないことにも原因がある。

固定資産の除却については、所管課が資産状況や撤去工事等の状況を最もよく知り得る立場にある。したがって、所管課において、実際除却された現物の確認、登録データとの照合を行い、所管課の課所長により提出される報告書記載の適正性を確かめるべきである。一方、管財課は、除却報告書の記載内容についての提出書類の形式的な不備や関連書類との整合性の確認、データ処理の実行等を主な業務とすべきである。

〔措置の内容〕

除却に関する手続については、チェック体制の強化及び所管の管理の責任性の向上を目的とした所管主体によるためのマニュアルを平成25年3月に作成する予定です。また、上下水道局管財課では、そのマニュアルを踏まえた一連の除却手続までの業務フローを平成25年3月に作成する予定です。今後は、これらに従って同課が提出書類の整合性及び適正性の確認を主体とした業務を進めていきます。

7. 固定資産管理システムのデータ（管路）照合について

① 「給配水情報管理システム」と「固定資産管理システム」のデータの不一致について

て（意見）

〔意見の要旨〕

「給配水情報管理システム」の管路延長データからサンプルを抽出し、「固定資産管理システム」の管路延長データ（数量）と照合した結果、両者は一致しない。また、管種によっては重要な差異が発生しているが、その内容や発生原因は不明である。このような不一致についての原因分析及び解決策について、早急に検討されたい。

〔措置の内容〕

給配水情報管理システムは管路の維持管理、固定資産管理システムは固定資産に関する決算数値の管理が目的であり、使用目的が異なります。両システムへの入力データは工事完成図を情報源にしていますが、給配水情報管理システムは描画した管路の座標間の延長であり、固定資産管理システムは撤去及び新設の完成延長であるので、両システム間の管路延長情報に若干の差が出てきます。その他にも布設延長20メートル以下の工事延長は固定資産管理システムに反映されていません。これらの両システムのデータの不一致について、平成25年度以降は、両システムの年間集計の照合を行うことができる媒体を表計算ソフト等で作成し、定期的に年1回、検証を行っていきます。

② 両システムの情報の関連性の確保について（意見）

〔意見の要旨〕

財務会計上の固定資産に関する情報については、管財課が「固定資産管理システム」に入力し、地図情報に関連する情報については、水道計画課が「給配水情報管理システム」に入力している。両者の情報入力は、それぞれ異なる資料に基づいて行われてきた。その結果、現時点の両者の情報間には差異があり、また入力時点での両データの関連性がわからないため、差異内容を解明することができない状態である。したがって、現行のように、ひとつの事象に関する情報を異なるシステムに記録する場合には、入力データ単位を揃え、それぞれに共通するキーを設定するなどの方法により、相互の関連性を確保するよう要望する。

〔措置の内容〕

過去の両システムのデータについては、システム導入初期のデータに関連性がないため、過去に遡って原因究明することは困難ですが、現在、両システムに入力している元のデータは同一の工事完成図であるため、今後は、両システムの照合を行える媒体を表計算ソフト等で作成することにより、平成25年度以降に入力するデータの関連性は確保できるようにします。

③ 適正な管路延長情報の登録の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

「固定資産管理システム」の数値が誤っている場合には、減価償却費や除却費用等の額が正しく計算されず、不適正な財務諸表が作成される可能性がある。その結果、上下水道局の財政状態や経営成績に関する判断を歪め、さらに適正な料金設定をも阻害する可能性がある。

一方、「給配水情報管理システム」の数値が誤っている場合には、配水管等の維持管理

や窓口における照会対応などの業務に支障をきたす可能性がある。

両システムの数値の不一致は、上記のような障害をもたらす可能性があるため、速やかに事実関係を調査し、正しい数値に修正する必要がある。少なくとも、今後記録される情報については、確実に関連性を担保できるよう、そして、それらが事実を網羅的かつ正確に反映したものであることを証明できるように、両システムへの情報入力業務のフローは、直ちに改善するよう要望する。

〔措置の内容〕

給配水情報管理システムと固定資産管理システムのデータをどちらかに合致させることは、管理目的の違いにより無理を生じさせるので、今後も、蓄積されるデータに違いが生じますが、平成25年度以降においては、両システムの年間集計の照合を行うことができる媒体を表計算ソフト等で作成し、両システムのデータの違いが管理できるようにします。

④ 「給配水情報管理システム」と「固定資産管理システム」の関連性を担保するための業務フローについて（意見）

〔意見の要旨〕

「給配水情報管理システム」と「固定資産管理システム」の管路延長情報を一致させるため、埋設時又は撤去時に確実に両方のシステムに同じ内容の情報が登録される仕組みを作る必要がある。例えば、水道計画課で「給配水情報管理システム」に登録又は削除したものについて、施設名、管径、数量等といった「固定資産管理システム」の登録に必要なデータを管財課へ回付する。管財課では、「固定資産取得報告書」や「固定資産除却報告書」の記載内容が、管路に関するものであるかどうかをチェックし、管路データである場合には「給配水情報管理システム」の登録データと照合することを義務付けるといったフローが考えられる。

〔措置の内容〕

給配水情報管理システムと固定資産管理システムのデータの照合が行うことができる媒体である表計算ソフト等による集計表や業務フロー等を平成25年3月までに作成する予定です。平成25年度以降は、これらに基づき、定期的に年1回、両システムのデータの照合を行うようにします。

8. 消耗工具器具及び備品の管理について

① アクセスによる新データベースの未利用について（意見）

〔意見の要旨〕

視察対象であった長沢浄水場の各所課、鷺沼配水池及び平間配水所のすべての所管課において新データベースによる受払簿への記録がなされておらず、実際の消耗工具器具及び備品の管理は従前の方法から変更されていなかった。

〔措置の内容〕

消耗工具器具及び備品の適正管理に関しては、上下水道局管財課から通知を平成23年8月に出した結果、平成23年度末時点において、局内全所属でアクセスによる統一的な管理が実施されていることを確認しました。

② 新システムを利用した新しい運用方法の課題について（意見）

〔意見の要旨〕

アクセスによる新システムについて、データ修正等について権限の設定機能がないため適正な権限者以外によるデータ改ざんのリスクがあること、データの変更履歴の記録機能がないためデータが不当に改ざんされた場合にオペレーターを特定することができないこと、データが共有されていないため異常なデータ入力となされたとしても所管課長や管財課長が適時に発見できずモニタリングがなされないこと、また、現物管理について、所管課による現物実査に関する規程が存在しないため管理責任者である所管課長による現物確認が定期的に行われられない可能性があることなど、課題がある。

公営企業としての特性から、資産の保全義務は一般企業よりも高い水準で求められることを踏まえ、その上で費用対効果を考慮の上、このようなリスクへの対応策を検討されるよう要望する。

〔措置の内容〕

平成25年3月から現在の新システムデータを局内共有システム上で使用することによって、各所属における更新履歴管理が可能になることから、リスク回避の更なる向上を図ります。また、実地たな卸しについて、所管による報告を義務化し、上下水道局管財課は定期的の実査を行うよう財務規程の改正を平成25年3月に行う予定です。

II 工業用水道事業に係る監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

II-1. 収益・費用項目及び外部報告様式について

1. 工業用水の事業における使用料の徴収について

① 滞納対策マニュアルの作成について（意見）

〔意見の要旨〕

平成22年度における工業用水道料金の未収は存在せず、その徴収率は、100%であった。

また、平成21年度以前も、工業用水道料金の徴収率は、概ね100%であった。しかし、徴収困難な事例が少ないこともあり、料金が滞納になった場合に備えたマニュアル等は無く、不測の事態に備えた対策は万全とは言い難い。そして、過去に全く事例が無かったわけではなく、徴収困難な事例の発生に備えて、民事再生手続等における未収債権回収等マニュアルを作成し、職員に対しても研修により周知を図ることを要望する。

〔措置の内容〕

徴収困難な事例の発生に備えて、滞納対策マニュアルを平成24年10月に作成するとともに、関係職員に対する研修を実施しました。今後においても引き続き、研修による周知を図ることにより、対応できるようにします。

II-2. 資産・負債項目及び外部報告様式について

3. 相模川総合開発共同事業における固定資産の管理について

② 共同施設台帳の確認の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

共同施設の異動報告において除却の報告があったが、1件だけ除却処理がされていなかった。資産は城山ダム電気設備である。その理由として過年度において取得時の処理が行われなかった可能性等が考えられる。共同施設台帳を確認して、市の固定資産台帳に記載されている資産が、共同施設台帳と整合性を有していることの確認の必要性を検討するよう要望する。

〔措置の内容〕

神奈川県企業庁（以下「県企業庁」という。）の共同施設台帳と本市上下水道局の固定資産台帳との整合性を図るために、平成23年度に県企業庁に資料提供を依頼しました。提供された資料（持分額明細書）を基に本市上下水道局の固定資産台帳に記載されている共同施設資産との突合作業を行ったところ、名称と金額が一致するものは僅かであることが判明したため、引き続き作業を継続の上、平成25年3月までに突合作業を完了させる予定です。突合作業によって不一致であることが判明したものについては、県企業庁とも協議・調整を行った上で、その原因の調査、適正な会計処理、固定資産台帳の修正等の必要な作業を平成25年度中に実施します。

4. 固定資産の実地調査について

① 固定資産の除却漏れについて（意見）

〔意見の要旨〕

固定資産の実地調査時に現物がなかったが、除却処理が遅れていて固定資産台帳に記載されたままとなっているものがあった（10件：5,034千円）。現物がないものについては、適時に除却処理を行われたい。

〔措置の内容〕

除却漏れした当該固定資産については、現物が存在していないことから、固定資産除却費として、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。また、固定資産の実地照合を所管主体による実査とすることから、実地照合結果に基づく除却報告書等の提出についても義務付けることとします。このための財務規程の改正及び実務マニュアルの作成を平成25年3月に行う予定です。

② 固定資産の保管場所の記載について（意見）

〔意見の要旨〕

固定資産の実地調査時に現物がなく、確認中となっているものがあった（平成21年度実施分：34件・158,306千円、平成22年度実施分：2件・3,781千円）。

固定資産台帳上、所在地（住所地等）を記載しているが、異動可能であるものについては、その保管場所を明示しておくことにより、個々の固定資産管理を可能にすると考えられる。固定資産の配置場所を変えた場合には、固定資産台帳に反映させることが必要である。

〔措置の内容〕

異動が可能である固定資産の保管場所については、固定資産の取得時に上下水道局管財課あて提出する固定資産取得報告書に明記することとし、また、異動による保管場所の変更手続についても、所管から新たな保管場所を明記した固定資産異動報告書を提出

するよう、平成24年12月に通知により周知徹底し、固定資産の保管場所が適時適正に固定資産台帳に反映されるようにしました。

③ 固定資産の使用実態の把握について（意見）

〔意見の要旨〕

固定資産の実地照合は、現物の実在性を確認するものである。一方、固定資産の現物があっても、実際に使用されていないものについては、その実情に応じ、使用見込みがなければ廃棄処理が必要であり、別の用途に使用できるものであればその対応をとる必要がある。使用実態の把握は所管の課所長の管理のもとで行い、適時適切に管財課に報告することを要望する。

〔措置の内容〕

固定資産の使用実態の把握については、実地照合のマニュアルを平成25年3月までに作成する予定です。今後は、このマニュアルに基づいて、適時適切に固定資産台帳に反映されるようにします。また、未稼働資産の取扱いについても、関係各課と連携して検討結果を踏まえた上で、除却、用途変更等に関する手続の整理及び関係職員への周知を平成25年3月までに実施する予定です。

④ 未稼働資産の利用の方向性について（意見）

〔意見の要旨〕

平成21年度に実施した固定資産の実地照合において、生田浄水場（工業用水道事業）で「使用実態なし」と記載されていたものがあつた（26件：13,385千円）。菅7号さく井については昭和46年から未使用であり、また、中野島1号さく井については平成14年3月から未使用であるということであつた。使用実態はないが除却しない理由は、さく井の除却にコストがかかるためということであつた。一方で、これらの資産は、今後の取扱いについて明確な方向性が定められないまま、建物等の点検や水位の計測等を行っている。非常時に利用する等の検討も含め、今後の方向性を明確にし、それに応じた管理方法を再度検討することを要望する。

〔措置の内容〕

未稼働資産の取扱いについては、固定資産の所管課・計画部署及び上下水道局管財課の間において、未稼働後における方向性及びそれに応じた管理方法の整理についての検討を行い、現物管理及び固定資産台帳管理の手法の構築を平成25年3月までに実施する予定です。

5. 固定資産台帳の管理について

① 償却区分の登録誤りについて（意見）

〔意見の要旨〕

減価償却の償却区分（95%まで償却、50%まで償却、0円まで償却、非償却資産）の登録が誤っているものがあつた（有形固定資産：3件、無形固定資産：1件）。登録時の誤りが訂正されていない事例であり、登録内容の正確性を確認することを要望する。

〔措置の内容〕

償却区分の登録誤りについては、当該固定資産の償却区分を訂正し、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。他の固定資産に係る償却区分の正確性を確認する作業は平成25年3月までに行い、誤っていたものについては平成24年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正します。

② 減価償却計算の誤りについて（意見）

〔意見の要旨〕

減価償却費の計算が誤っているものがあつた。平成20年度以降取得分については、11件で212千円であつた。また、内容が不明なものについては、8件で247千円であつた。決算数値を確定させる前に、減価償却費の計算の正確性を確認することを要望する。

〔措置の内容〕

減価償却計算の誤りについては、「平成20年度以降取得分」及び「内容が不明なもの」とともに正しい計算を行い、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。他の固定資産に係る減価償却計算の正確性を確認する作業は平成25年3月までに行い、誤っていたものについては平成24年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正します。

③ 耐用年数の決定について（意見）

〔意見の要旨〕

耐用年数の登録が、地方公営企業法施行規則の規定と異なるものが1件あつた。無形固定資産の耐用年数（地方公営企業法施行規則）に従い、本来の耐用年数（20年）に修正するよう要望する。

〔措置の内容〕

耐用年数の誤登録については、耐用年数6年として誤登録された固定資産を地方公営企業法施行規則の規定に基づく耐用年数20年に訂正し、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。他の固定資産に係る耐用年数の正確性を確認する作業は平成25年3月までに行い、誤っていたものについては平成24年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正します。

④ 計上科目の正確性について（意見）

〔意見の要旨〕

固定資産台帳に登録されている資産で、計上科目が誤っていると考えられるものがあつた。

有形固定資産（流量計）で4件、無形固定資産（電話加入権）で8件であつた。適正な科目への修正を要望する。

〔措置の内容〕

計上科目の誤登録については、「機械及び装置」として誤登録された固定資産を「構築物」に、「施設利用権」として誤登録された固定資産を「電話加入権」に訂正し、平成23年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正しました。他の固定

資産に係る資産科目の正確性を確認する作業は平成25年3月までに行い、誤っていたものについては平成24年度決算において適正な会計処理を行い、固定資産台帳を修正します。

⑤ 耐用年数を経過した資産の交換について（意見）

〔意見の要旨〕

電磁流量計で耐用年数を超えて時間が経過しているものが、49件あった（帳簿価額10,872千円）。これらの流量計について、事業者の同意を得た上で、早急に交換等の対応を取ることを要望する。なお、ベンチュリー短管については、耐用年数が8年とされているが、実際は30年程度使用可能であるということである。耐用年数の決定について再度検討を要望する。

〔措置の内容〕

流量計のうち、ベンチュリー短管の交換については、工場における工業用水の受水を停止して行わなければならない、工場の操業に大きな影響を及ぼすことから、使用者と交渉の上、同意が得られたものから順次更新しています。今後も引き続き使用者の理解と協力が得られるよう努めていきます。また、耐用年数については、今後新規に設置する場合は配水管附帯設備と同様の位置付けとすることから、地方公営企業法施行規則に基づき耐用年数30年で取り扱いますが、既存のベンチュリー短管についても、耐用年数30年に見直し、平成24年度決算において過年度分の減価償却費の修正を行います。なお、流量計については、原則、計量法の適用を受けるため、耐用年数8年で管理しており、耐用年数経過前に消耗品交換等をした上で検査検定を行い、これを通過したものは再度8年間継続使用しています。

Ⅲ 下水道事業に係る監査結果に添えて提出された意見に対する対応状況

Ⅲ-1. 収益・費用項目及び外部報告様式について

1. 料金徴収漏れ発覚に関する内部統制的問題点について

① チェック内容及び視点の不統一と未整備について（意見）

〔意見の要旨〕

下水道未水洗化対象リストは、水道料金業務等オンラインシステムという上水道のシステムから出力されるものであり、水道料金を徴収している対象者のうち、下水道使用料を徴収していない契約者のリストとなっており、下水道普及促進のための資料として活用されている。一方、上水道と下水道がともに接続されている地域においては、徴収漏れがないかどうか網羅性を見る資料として非常に有用なものである。しかし、そのような視点でのチェックは行われてこなかったものと推測される。

下水道使用料の徴収の網羅性については、水道料金徴収の網羅性にもかかわることもあり、責任の別なく水道部門及び下水道部門の双方が協力し合って相互チェックを行うよう検討されることを要望する。

〔措置の内容〕

下水道使用料の徴収漏れ対策については、平成24年1月から、排水設備管理システムへの入力誤りや帳簿への転記漏れを防止するための業務の確認及び再点検を行うと

ともに、複数の職員によってチェックする体制の強化を図りました。また、排水設備情報の早期確認手段として、水道部門及び下水道部門が連携することにより排水設備工事の適正な申請確認を行うことができるように事務手続を改善しました。具体的には、水道部門が保有している給水装置工事情報を下水道部門に提供するとともに、下水道事務所で水道料金業務等オンラインシステムにより下水道使用料徴収状況を閲覧できるようにし、更に平成24年4月からは給配水情報管理システムも閲覧できるようにしました。

③ 徴収漏れに係る説明責任の形態について（意見）

〔意見の要旨〕

今回、徴収漏れが発覚した対象の市民に対しては、未収料金の徴収をどのように実施するかが問題となる。通常の徴収業務とは異なり、局側にも問題があることも考えられることから、使用者及び市民に対する責任を重く受け止めた適正な対応を採るべきであることに留意されることを要望する。

〔措置の内容〕

平成24年4月に新設した専任の担当において徴収対象者の情報の一元化と統一的な事務処理を統括して実施することにより、使用者に対して丁寧に説明を行い、その理解を得ながら適正に徴収を進めていきます。

更に、より円滑かつ効率的な徴収を図るため、既存の集金業務を委託している民間事業者に補助的業務を担わせて機動的かつ迅速な対応を実施することにより、行政としての説明責任を果たしていきます。

2. 下水道事業の一般会計繰入金及び一般会計補助金について

① 一般会計負担金に含まれる支払利息等相当額について（意見）

〔意見の要旨〕

雨水処理負担金及び高度処理負担金の一般会計からの繰入額の算定基礎には支払利息及び企業債取扱諸費資本費及び雑支出に相当する額が含まれている。どちらの費目も損益計算書上は営業外費用項目として計上されているが、雨水処理負担金はその全額が一般会計負担金として営業収益に計上されていることから、収益の計上区分と費用の計上区分が対応していない。少なくとも、支払利息等相当額に対する収益計上区分を営業外収益と捉えた場合の営業利益管理の視点をもって下水道事業を経営すべきものと考えらる。

〔措置の内容〕

支払利息等相当額に対する収益については、地方公営企業法施行規則等の記載や他都市の例に基づいて区分計上していますが、これを営業外収益と捉えた場合の営業利益管理の視点も今後の財務事務において参考としながら、下水道事業を経営していきます。

② 雨水経費と汚水経費の区分基準について（意見）

一般会計繰入金のうち、雨水処理負担金については雨水処理に要する資本費及び維持管理費に相当する額を繰出しの基準としている。実際の事務処理としては、下水道事業

に係る営業費用のうち、雨水処理に係る費用を特定する必要がある。しかし、多くの営業費用項目については雨水処理と汚水処理が混在することから、事業拠点別及び勘定項目別に適切な区分基準を選択の上、按分計算をする必要性が生じる。監査の結果、以下の区分基準について検討の余地があるものと考えた。

ア. 処理場にかかる給与費の区分基準について

〔意見の要旨〕

処理場のうち合流式下水道エリアに所在する入江崎水処理センター及び加瀬水処理センターの水処理部門にかかる給与費については、雨水と汚水の計画処理能力比を区分基準として按分計算をしており、雨水：汚水は63.5%：36.5%である。一方で他の経費においては雨水と汚水の処理水量比（実績値）を区分基準として按分計算をしている項目もあり、雨水：汚水は20.5%：79.5%である。

計画処理能力比を区分基準として採用することの合理性について、あらためて検討されることを要望する。

〔措置の内容〕

給与費を雨水と汚水の計画処理水量で区分することは、総務省通知「公共下水道事業繰出基準の運用について」に基づいたものですが、今後、雨水・汚水の経費区分については当該事項に限らず、より適正な方法について、社会状況の変化、財政状態及び経営成績、繰出基準等を踏まえながら、必要な検証を行っていきます。

イ. 管渠にかかる清掃費の区分基準について

〔意見の要旨〕

管渠にかかる清掃費については、南部・中部・西部・北部のエリアごとに、管内堆積物の無機物と有機物の比率で区分を行っている。しかし、市が合流式管渠内たい積物の無機物・有機物含有量調査を行ったのは昭和58年8月であり、すでに30年近く経過していることから、すでに割合が変化している可能性もある。雨水・汚水経費の区分基準は定期的な再算定を行うのが望ましく、経年著しい無機物と有機物の含有量の割合については、改めて無機物・有機物含有量調査を行われることを要望する。

〔措置の内容〕

無機物と有機物の比率の区分基準については、調査時点から30年近くが経過していることも踏まえ、平成26年度から開始される次期中期経営計画の策定に向けて、無機物・有機物含有量調査などを実施し、区分基準について再検討していく予定です。

ウ. 不明水処理負担金について

〔意見の要旨〕

不明水処理負担金は、計画汚水量を定めるときに見込んだ地下水量を超える不明水の処理に要する維持管理費に相当する額を下水道事業に繰り入れているものである。下水道整備が早くから始まり、最も老朽化の進んでいる入江崎処理区の不明水量は相対的に多くなっており、有水率は低い値となっている。しかし、現に生じている不明水量増加の一因として老朽化に起因した要素が含まれているのであれば、その部分を公費に負担させることは本来的には適当でないと考えられる。不明水負担金が早期に解消されるよ

う、不明水対策を強化されることを要望する。

また、日最大汚水量の20%と見込んでいる基準地下水量について、「既整備区域については、例えば処理場への晴天時の流入水量から有収水量を引いた値から推定することができる」との推定方法も示されており、何らかの推定が可能であるかどうか検討されることを要望する。

〔措置の内容〕

不明水対策については、下水管きよの適切な維持管理に努めるとともに、テレビカメラ調査等を行い、老朽化した管きよの計画的で効率的な再整備を実施することにより、対応を図っているところです。

また、基準地下水量については、平成26年度から開始される次期中期経営計画の策定に向けて、適切な推定方法を検討していく予定です。

エ. 固定資産除却損と雨水処理負担金について

〔意見の要旨〕

雨水処理にかかる固定資産除却損については、雨水処理・汚水処理にかかる減価償却費の比率によって雨水処理にかかる負担金額を算定しており、平成22年度における減価償却費における雨水処理比率は40.7%であった。しかし、汚泥処理施設を除却する場合のように雨水又は汚水の一方に多額の固定資産除却損が生じる場合には、減価償却費の按分比率で計算する場合と、実際に除却される固定資産の雨水・汚水の比率に乖離が生じ、雨水処理負担金の計算への影響は少なくないものと考えられる。

発生元である固定資産の特定は容易であることから、按分計算に依らず、除却した固定資産の属性に従って雨水処理にかかる負担額を集計することが望ましいものと考えられ、見直しを要望する。

〔措置の内容〕

平成23年度決算では、旧汚泥処理施設の除却を含め、固定資産除却損の算出に当たっては、減価償却費の按分比率ではなく、合理的に区分できる範囲で、除却する固定資産の属性に従って雨水・汚水の負担額を集計する方式に改めました。平成24年度決算以降もこの方式によるものとします。

③ 公衆浴場に対する使用料減免措置について（意見）

〔意見の要旨〕

市は、公衆浴場に対する下水道使用料を、基本料金10m³まで110円、10m³を超える分については1m³当たり11円としており、政策的配慮の見地から、一般の下水道使用料に比べて低廉な料金水準を設定している。下水道事業における公衆浴場に対する下水道使用料については、110,423千円を補助金として一般会計より繰り入れている。他方、水道事業における公衆浴場に対する水道料金については、政策的配慮により低廉な料金水準を設定しているのにもかかわらず、一般会計からの補助金繰入は設けられておらず、上水道と下水道で取扱いが異なっている。

下水道事業においては、使用料と平均処理単価との差額について、他の下水道使用者の負担とならないよう公費負担しているということであるならば、上水道事業において

も、他の上水道使用者の負担とならないよう公費負担の方針を一貫させることを要望する。

〔措置の内容〕

公衆浴場の水道料金については、社会状況の変化や財政状況等を踏まえ、公費負担のあり方について、関係部局間における十分な協議・調整、課題把握、方向性の検討・研究、他都市調査などによって、今後においても引き続き検討していきます。

④ 入江崎余熱利用プールの運営に関する経費負担について（意見）

〔意見の要旨〕

入江崎余熱利用プールは、同地区への下水道処理施設建設に当たり、地元から余熱を有効利用した施設設置の要望が強くあり、下水道事業の附帯事業として、平成8年7月に開設され、平成17年4月からは指定管理者制度を導入している。平成22年度のプール事業にかかる委託費は9,885万円である。

市民利用施設としての性質から、収支差額相当額を一般会計補助金として受け入れている。

他方、プール施設にかかる減価償却費5,539万円については一般会計補助金の対象となっていないほか、汚水処理にかかる営業費用として区分されているため、一般会計負担金にも含まれておらず、下水道使用料収入の算定基礎に含まれていることになる。この結果、現状の一般会計負担関係は必ずしも明確でないと考えられる。余熱利用プールは開設から既に15年が経過している。プール事業の性質及びプール事業にかかる経費負担のあり方について、改めて検討されることを要望する。

〔措置の内容〕

余熱利用プール運営事業の経費負担のあり方については、運営手法の検証も含め、事業の性質や経営状況のほか社会状況の変化等を踏まえ、関係部局間における十分な協議・調整、課題把握、方向性の検討・研究、他都市調査などによって、今後においても引き続き検討していきます。

3. 下水道事業の営業費用の支出について

① 一般競争入札における競争原理の担保について

イ. 委託費の最低制限価格について（意見）

〔意見の要旨〕

所管下水道事務所管内管渠の清掃業務については入札金額が最低制限価格前後に集中している傾向があり、最低制限価格をごく僅かに下回った結果、無効とされている事例が複数存在する中で、最低制限価格を下回った事業者が落札業者の下請業者として仕事を行っている実態もある。また、概ね固定的な参加業者である複数の業者が最低制限価格を大幅に下回る応札を行っているものの、現在の事務手続では最低制限価格を下回った応札であるとして一律に無効とされる事例も存在していた。

最低制限価格制度の趣旨は、あくまでも契約の内容に適合した履行の確保にある。現在は、工事系委託業務について市財政局が示している方針を準用しているが、上下水道局が公営企業としての経済性を発揮するためには、上下水道局における事業上の特性も

考慮の上、主体的に最低制限価格に対する考察を深め、実際の契約事務に反映させることを要望する。

〔措置の内容〕

最低制限価格制度の見直しについても、I-2 4 ①と同様の対応をしていきます。

ウ. 委託業務における競争原理の形骸化について（意見）

〔意見の要旨〕

査閲した平成20年度から平成22年度の28件の所管下水道事務所管内管渠の清掃業務のうち、少なくとも14件の業務については、資料上、落札者以外の入札者が下請業者として実際の委託業務に携わっている様子が窺えた。これらの状況は、業務を落札できるかどうかにかかわらず落札者の下請業者として業務分担を行う業界構造にあると推察でき、競争入札の透明性や競争性が結果的に確保されていないのではないかとの疑問が生ずる。

落札者の下請業者として業務分担を行う構造が不正の温床となる可能性があることから、今後の同種の委託業務の落札状況に上下水道局として十分な留意を払い事前牽制を含めた対応を検討されることを要望する。

〔措置の内容〕

落札者の下請業者として業務分担を行っているかのような落札状況に対する事前牽制についても、I-2 4 ①と同様の対応をしていきます。

② 随意契約における契約金額の適正性確保について（意見）

ア. 入江崎総合スラッジセンターにおける焼却灰再利用処分委託

入江崎総合スラッジセンターの焼却灰について、資源の有効な利用の促進に関する法律に基づき、市建設局にて汚泥焼却灰のセメント原料化技術について民間事業者との共同研究の結果を受けて、平成11年4月より再利用処分を実施している。委託先業者とは随意契約により焼却灰再利用処分を委託している。平成22年度の委託契約単価は11,235円/トン（税込）である。

（ア）共同研究協定書の適切な管理について

〔意見の要旨〕

民間事業者と締結した協定書については、文書保存期間である10年を超えてしまっているため、既に廃棄されていた。共同研究相手先であることが随意契約の一つの理由とされており、現在も共同研究の成果を生かした再利用処分が継続されているため、平成9年度当時に締結された協定書についても引き続き保管をしておく必要性があったものと考えられる。文書管理は形式的判断のみならず、実質的な必要性も十分に考慮することを要望する。

〔措置の内容〕

平成24年9月に開催した職場内研修において、今後は、文書保存期間について形式的に判断せず、保存が必要な間は保存期限に達しても期間延長手続を行うなど、実質的な必要性を十分考慮して適切に文書管理を行っていくよう職員に周知徹底を図りました。

(イ) 随意契約の必要性について

〔意見の要旨〕

焼却灰再利用処分の委託に当たっては、下水汚泥焼却灰のセメント原料化が既に広く一般に活用されている状況を考慮すると、もはや随意契約の理由としては十分ではない。

委託先業者以外のセメント工場では受入・処理能力に限界があることも随意契約の理由となっているため、直ちに随意契約の必要性を否定するものではないものの、将来的な競争入札の実施可能性を考慮することを要望する。

〔措置の内容〕

焼却灰再利用処分委託は、技術・能力的な観点から共同研究の相手先との随意契約により実施してきましたが、一般競争入札による委託実施の可能性を検討した結果、平成25年1月現在、焼却灰再利用処分委託のみ一般競争入札により実施した場合、セメント原料化に掛かる費用抑制の点で課題を確認しました。そこで、処分業と収集運搬業の両業務について、関東エリアに存在するセメント工場を対象に産業廃棄物の処分及び収集運搬業の許可・登録状況等の調査を平成25年1月末までに実施します。これらを踏まえながら、今後も引き続き検討を進めていきます。

イ. 財務会計システム等機能改修業務委託について

〔意見の要旨〕

市は、下水道事業統合に伴う財務会計システム機能改修業務の委託を随意契約により行っている。随意契約の場合でも、仕様書に基づき見積徴収した見積金額について、類似業務の人工実績や類似業者の想定単価等も考慮をした上で妥当性を検証する必要がある。

また、担当課内の慣行として単に見積徴収金額に一定割合を乗ずるのではなく、情報処理システム全般に関する委託業務の見積徴収方法について明確なルールを定める必要があるものとする。さらに、ルールの中で一定の査定率を用いる場合には、適正な市場競争が行われた場合の積算金額と落札金額との差等の統計に基づいた査定率を定め、定期的な見直しを行う仕組みを設ける等の対応を行うことを要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度分の契約から、見積額に一定割合を乗じないこととし、今後において随意契約をする案件は、上下水道局所定の見積書を用いて見積りを行うよう手続を改めました。また、職員が適正な査定ができるようにスキルアップを目指し、第三者機関を活用した研修を平成25年2月に実施する予定です。これとともに、平成25年度以降の第三者機関支援の必要性も検討しながら、契約金額の適正性の確保に努めていきます。

③ 原子力発電所事故による影響により生じた追加業務について（意見）

〔意見の要旨〕

入江崎総合スラッジセンターでは、平成23年3月11日の東日本大震災に伴い発生した福島県の原子力発電所事故が原因と見られる放射性物質が汚泥焼却灰中から検出される事態となった。市は、国の通達に基づき、スラッジセンター内等において放射能

汚泥の仮置き保管作業を行っており、追加業務にかかる委託業務の変更の結果、委託費用は当初契約時より15,176万円（税抜）増加している。本委託業務は汚水処理サービスの供給に伴って必然的に発生するものではなく、また、その原因事項が原子力発電所事故であると見られることから、汚泥の最終的な処理方法が確定する段階までには、電力会社に対する賠償請求や国に対する財政支援等の適切な対応を採られることを要望する。

〔措置の内容〕

放射性物質が検出されたことにより、新たに要することとなった経費については、東京電力に賠償請求をする方針としています。現段階での状況としては、平成23年11月30日までに支払いが確定した額について、平成24年2月1日付けで賠償請求を行っており、東京電力における審査を経て支払われる見込みです。平成23年12月1日から平成24年3月31日までに支出額が確定したものについても、賠償請求に向けて準備をしています。なお、人件費については、東京電力の賠償基準が定められ次第、賠償請求を行う予定です。

また、国に対しては、平成24年6月11日に、必要な財政措置を講ずることについて要望したところです。

4. 固定資産管理システム運用業務委託について

① 運用業務委託を開始した当初の契約書類の廃棄（意見）

〔意見の要旨〕

当該固定資産管理システム運用業務は昭和62年より株式会社Hに委託しているが、委託当初の書類は10年で廃棄している。したがって、当該「固定資産管理システム」のソフトウェア部分、データについての所有関係について確認できない。それらの所有関係を明らかにしておくとともに、当該委託契約のような継続案件については当初の書類を残しておくことが必要であった。

〔措置の内容〕

当該運用業務委託は昭和62年度からの継続案件であり、契約関係書類等は継続期間及びその後必要な期間、保管する必要があることから、現在存在する契約関係書類等は、その必要性に応じ、文書保存期間を延長し、継続的に保管・管理を行います。また、当初契約書類が廃棄され存在していないことから、データ等の所有関係を明確にするため、委託契約業者と覚書の締結を平成25年3月に行う予定です。

なお、平成24年度に下水道事業の固定資産データを水道事業の固定資産管理システムの中へ取り込むことから、今後においても同様のケースがあれば、これに準じて対応していきます。

② 第三者業務委託承諾書の未入手について（意見）

〔意見の要旨〕

当該固定資産管理システム運用業務は株式会社Hに委託しているが、一部の業務については、株式会社HからB社へ第三者委託されている。平成21年度及び平成22年度の契約について、株式会社Hより事前に第三者委託に係る書類が入手されていない。第

三者委託業務については契約業務の大部分であると考えられ、株式会社Hからの第三者委託承諾書の入手が必要であったと考える。

〔措置の内容〕

平成23年度契約分からは第三者委託承諾書を入手し、平成24年2月に委託契約業者の現地へ赴き、作業現場を確認しました。今後においても同様のケースがあれば、これに準じて対応し、契約時に第三者委託承諾書の提出を求め、毎年度1回、作業現場等を確認することで、契約内容に基づく業務遂行の確認を行います。

③ 固定資産管理システム運用業務委託の空白期間について（意見）

〔意見の要旨〕

当該運用業務委託契約は「その1：平成22.4.30～平成22.9.30」と「その2：平成22.11.5～平成23.3.31」の2つの契約に分かれている。毎年4月1日～4月29日、10月1日～11月4日の期間が空白となる。この間に固定資産台帳に関する入力や問い合わせ等の必要性が生じた場合、契約外となってしまう。当該運用業務の内容が1年を単位とするものであり、1年単位で見積り可能なものであること、また、年間を通じて業務が生じる可能性があることから、今後、年間を通じて空白期間が生じないように契約を締結されるよう要望する。

〔措置の内容〕

当該運用業務委託については、年間を通じて業務が生じる可能性があることから、平成24年度契約分では空白期間が生じないように契約期間の変更を行いました。

今後においても同様のケースがあれば、これに準じて対応していきます。

⑤ 納品される固定資産台帳とその検証について（意見）

〔意見の要旨〕

株式会社Hとの固定資産管理システム運用業務委託で、決算資料を作成するために納品される固定資産台帳等の形態はCD台帳等である。これらのCD台帳等では一覧や合計を閲覧・出力することはできず、受託会社が入力した結果を検証することは不可能である。そのため、決算に当たっては株式会社Hが集計・作成した固定資産明細書をそのまま使用するのみであり、集計結果を検証していない。固定資産を管理する担当課としては、少なくとも保有する台帳がすべての資産を網羅しているか確認できる台帳を入手、管財課自身で検証した上で、保管、使用するよう要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度から平成23年度決算として提出されたCD台帳の内容をエクセルデータ化し、委託契約業者が集計・作成した固定資産明細書等の成果品との照合による確認を行います。今後においても同様のケースがあれば、これに準じて対応していきます。

⑥ 固定資産管理システム運用業務委託で納品される紙ベースの台帳（意見）

〔意見の要旨〕

工具器具及び備品についてはCD台帳のほか紙台帳も納品されている。通常の固定資産台帳は資産1点につき1行で管理されているが、納品された紙台帳では、資産1点に

ついて経過年数分の行数が費やされ、減価償却費のみで異動がなくても、年度ごとに1行使用されている。そのため、A3用紙の1ページの中に1、2点の資産情報しか網羅できない。この無駄な印刷によっても委託コストが膨らんでいると考えられる。したがって、紙台帳についても、管財課で管理・検証することを前提に、必要なものを必要な形式で納品してもらうよう要望する。

〔措置の内容〕

現行の納品されている帳票の提出形式を変更することについては、下水道事業の固定資産管理システムを改造する必要があると、実施は困難です。しかしながら、各種帳票の必要性及び方向性（CD台帳は納品、紙台帳は廃止、紙ベースの集計表等は必要分のみ納品）について、関係各課へ平成24年6月に確認しました。今後においても同様のケースがあれば、この確認結果を踏まえて、必要なものを必要な形式で納品されるように改めます。

⑦ 水道事業、工業用水道事業との固定資産管理システムの統一（意見）

〔意見の要旨〕

現在、上下水道局内の固定資産について、水道事業、工業用水道事業は、上下水道局内のシステムで管理されており、下水道事業のみ外部のシステムで運用委託されている。したがって、現在外部のシステムで管理している固定資産の台帳のみを水道事業、工業用水道事業の台帳と統一することも選択肢として考え、効率よく、固定資産管理を行うためのシステムのあり方を検討されるよう要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度末までに水道事業の固定資産管理システムの中へ下水道事業の固定資産データを取り込むことで、平成24年度決算処理から3会計統一の固定資産管理システムにおける管理を行います。

5. 固定資産管理システム改造委託について

① 固定資産管理システム改造の必要性について（意見）

〔意見の要旨〕

当該改造委託の内容は、仕様書上必ずしもその内容が明確ではない。担当課によると、施設・設備の長寿命化工事に対応して、財務会計上の耐用年数の変更及び長寿命化対象資産の延長耐用年数にわたる減価償却費の試算データの活用を図るという2つの目的で実施された改造委託という説明を受けた。しかし、前者の財務会計上の耐用年数の変更という目的について、固定資産の耐用年数の変更の必要性がないことからその必要性に疑問がある。仕様内容を十分に検討したとは考え難い。また、後者の目的である「演算集計処理の迅速化」の必要性について、当初から十分に業務委託内容の精査を行い、仕様書上でも明瞭にその内容を記載することが必要であった。

今後、システム改造業務委託を検討する際には、制度変更に対応した必要性が高いものかどうか、業務の効率化をどの程度もたらすものであるのかなどについて、予算編成の段階や契約準備の仕様内容を検討する段階など、業務のP・D・C・Aの段階で、十分に検討することを要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度末までに水道事業の固定資産管理システムの中へ下水道事業の固定資産データ取込みを行う際に既存システムの一部改造を行います。その中で従来から使用してきた固定資産データの項目等に係る合理的な必要性及び管理方法について、平成24年6月に照会等による関連部署への確認・協議等の上、十分な調査・検討を行いました。その結果、システムで直接出力できない帳票等の今後の取扱いについて把握・確認をしました。また、システム改造の必要性等についても、制度改正等も含め、今後、関連部署との確認・協議等の上、十分に調査・検討を行い、その結果を踏まえて判断し、合理性かつ効率性の向上を図っていきます。

② 固定資産管理システム改造の成果確認について（意見）

〔意見の要旨〕

当該業務委託の成果物に対する検収については、改造システムのテストランの結果などを紙ベースで提出を受けているということであった。実際にテストランの結果を検証したものであるかどうか、明瞭ではないと考える。所管課である管財課だけで業務委託の成果物を検収するのではなく、関連する担当課もまた実質的には検収を行うことが必要であった。

また、当該業務を請け負った事業者のSE（システムエンジニア）等がどの程度の業務を行ったのかについて、把握することはできなかった。単に性能発注の業務評価のように、業務遂行過程は全て事業者にお任せであるとする、業務委託の結果提出される成果物の本来の価値を検収することや総合的に評価することができない。

当該業務委託も含めて、成果物の確認及びその成果物の完成プロセス・活動等についても、正当に評価できるようなモニタリングの仕組みを構築されるよう要望する。

〔措置の内容〕

平成24年度の契約から、システム改造等における正当評価は、依頼所属を主とする確認作業を行うとともに関連所属との連携を図り、成果品の検収及び完成までのスケジュールを十分に確認した上で実施するようにします。

6. 固定資産（管渠）の除却処理について

① 固定資産台帳の信頼性の確保について（意見）

〔意見の要旨〕

抽出したサンプル（5件）のうち、2件について、固定資産台帳とその根拠資料との間に明らかに食い違いがあった。これらは、管渠の除却対象の違いであった。今後、固定資産台帳上除却処理を行う場合は、十分な注意を払うとともに、仮に、固定資産台帳上除却対象資産を特定できないということが頻発するようであれば、固定資産台帳の信頼性を確保するために、下水道台帳と固定資産台帳との照合等により固定資産台帳の総点検を実施することも視野に入れるよう要望する。

〔措置の内容〕

固定資産台帳と下水道台帳に蓄積されている情報について、現状調査・分析を平成25年3月に行う予定です。その結果を踏まえ、整合性の取れない事案に対しては関係課

と調整の上、改善をしていきます。また、固定資産台帳及び下水道台帳への加除登録内容の整合を図っていくため、相互の登録内容の照合によるチェック体制を同月までに構築する予定です。今後も引き続き、各台帳の信頼性の向上を図っていきます。

Ⅲ-2. 資産・負債項目及び外部報告様式について

4. 入江崎総合スラッジセンターのために制作された陶板画（岡本太郎作「水火清風」）の資産管理について

① 文書の管理について（意見）

〔意見の要旨〕

当該陶板画の当時の契約書等一式（委託・工事）については、所管課が10年の保存期間を設定しすでに廃棄済みということである。世界的な芸術家の作品の購入時の書類までも10年で破棄することには疑問が残る。文書の保存期間について、保存すべき文書の内容により適切に保存年限を確定するよう要望する。

〔措置の内容〕

定例的でない重要な文書の保存期間については、今後において、文書の廃棄・延長の選択を各所属に依頼する際に、適切な保存期間の設定を行うとともに、延長の措置を講じるよう周知していくことにより、適切な文書の保存に努めていきます。

6. 引当金の計上について

① 退職給与引当金と修繕引当金の計上について（意見）

〔意見の要旨〕

平成22年度の貸借対照表を閲覧したところ、退職給与引当金と修繕引当金はいずれも計上されていなかった。また、「川崎市上下水道局財務規程」上、引当金に関する規定はなかった。しかし、引当金計上の義務付け規定がないとはいえ、地方公営企業法第20条には、「地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基づいて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない」と規定されている。また、仮に各年度の修繕費の金額に急激な変動がなくても、その原因となっている期に引当金を計上しなければ、費用の認識が遅れ、決算書は正しい財政状態を示していないことになる。したがって、財務規程上、引当金に係る規定を設けるとともに、退職給与引当金（363名分：約45億円）及び修繕引当金の設定を行うことを要望する。

〔措置の内容〕

退職給与引当金については、平成26年度の会計制度の見直しに合わせて計上するよう、財務規程上に規定を設ける予定であり、他都市の動向も参考にしながら、本市の他会計と調整を図っているところです。

また、修繕引当金についても、引当金の要件を踏まえながら、適切に対応していきたいと考えております。